

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地 ☎(0768)26-1661 特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービス、訪問介護、居宅介護支援、在宅介護支援、配食サービス、通所介護相当サービス、訪問介護相当サービス、通所型サービスC

〒928-0062 石川県輪島市堀町9字25番地 ☎(0768)23-4165

認知症対応型通所介護、訪問入浴介護、居宅介護支援、在宅介護支援、通所型サービスA

しせつの窓口(輪島市宅田町)、グリーンカフェ(認知症カフェ)、健康づくり教室、懐かしの映画上映会、無料相談、認知症に関する相談

謹賀新年 令和3年



■神棚お祓い

令和3年を迎えるにあたり

山崎宮司(輪島市三井町興徳寺 白山神社)による神棚お祓いを受けました。(12月1日)来年もよい年でありますように。



■石川県指導監査

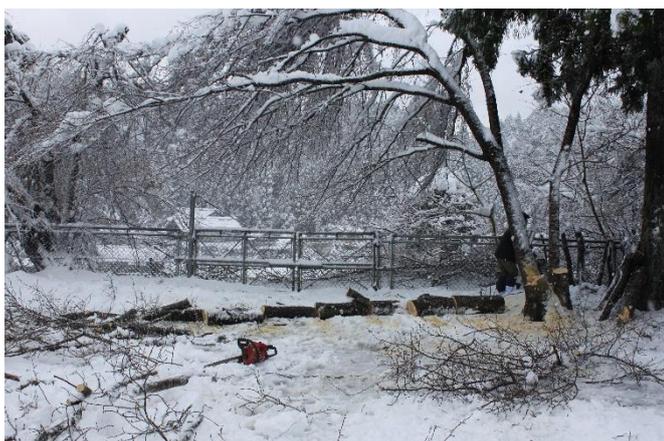
感染予防を図りながら、特別養護老人ホームの石川県指導監査を受けました。(12月14日)

透明なアクリル板を使用して飛沫感染を防ぎながら実施しました。



■非常に強い寒波により

12月14日から15日にかけて寒波の到来により、雪の重みで施設周辺の桜の木が2本折れました。避難経路を塞いでいるため伐採をしてもらいました。



■正面入口の舗装工事

雪が降る前に、正面入口の舗装工事を行いました。皆さまにご協力いただきありがとうございました



新型コロナウイルス感染症に関するお願いと感染症発生時の対応について、ご案内をいたします

■ご面会のお願い

面会方法について一部修正をいたしましたので、ご理解ご協力の程よろしく申し上げます

今まで	修正しました
面会方法：1回の面会者数は2名を限度とします 1回の面会時間は20～30分以内とします	面会方法：1回の面会者数は2名を限度とします 1回の面会時間は15分以内とします
	面会後のお願い(新たに追加します) ご家族の皆様が、面会後に発熱した場合は施設まで連絡していただけるようお願いいたします。

■新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン 輪島市福祉会 入所系 令和2年12月 Version1

感染拡大防止体制

保健所との連携	濃厚接触者(※保健所が判断)への対応	職員の確保	防護具、消毒液等の確保	情報共有	業務内容の調整	過重労働・メンタルヘルス対応	情報発信
<p>■濃厚接触者の特定への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所の指示に従い、濃厚接触者となる入居者等の特定に協力 ・症状出現2日前からの接触者リスト、直近2週間の勤務記録、利用者のケア記録(体温、症状等がわかるもの)、施設内の出入りした者の記録等の準備 ・感染が疑われる者が発生した段階で、感染が疑われる者、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者のリストも作成 <p>■感染対策の指示を仰ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒範囲、消毒内容、生活空間の区分け、運営を継続するために必要な対策に関する相談を行い、指示助言を受け、実施 ・行政検査対象者、検査実施方法について確認し、施設内での検体採取を行う場合は、実施場所について確認する <p>■併設サービスの休業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・併設サービスについて、保健所から休業要請があればそれに従う 	<p>■入居者・利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者(※保健所が判断)については、14日間にわたり健康状態の観察を徹底 ・14日間行うことが基本となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従う <p>■担当職員の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者とその他の入居者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。 ・妊婦及び基礎疾患を有する者等(65歳以上の高齢者、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満(BMI30以上))は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、配慮を行う。 <p>■職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅待機 ・保健所の指示に従う ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う 	<p>■施設内での勤務調整、法人内での人材確保</p> <p>応援職員に 「してほしい業務」「説明すべきこと」の決定</p> <p>■自治体・関係団体への依頼</p> <p>■滞在先の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の負担軽減のため、近隣に宿泊施設を確保する 	<p>■在庫用、必要量の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人防護具、消毒液等の在庫量・保管場所の確認 ・必要量の見通しを立てて、物品の確保を図る <p>■調達先・調達方法の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不足が見込まれる場合は輪島市、石川県、石川県・全国老人福祉施設協議会に相談 	<p>■時系列にまとめ、感染者の情報、感染者の症状、その時点で判明している濃厚接触者の人数や状況を報告共有</p> <p>■保健所や行政からの指示指導についても、関係者で共有</p> <p>■施設内・法人内での情報共有</p> <p>■入居者・利用者・家族との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隔離対応、面会制限等について説明 ・家族に入居者・利用者の状況をこまめに伝えるよう心掛ける ・必要に応じて文書にて情報共有を行うことが望ましい <p>■自治体(輪島市、石川県、保健福祉センター)との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の不足、物資の不足、施設の今後の対応方針を含め、早めの情報共有 <p>■関係業者等との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者に感染者発生状況、感染対策状況等を説明し、対応可能な範囲を確認 	<p>■提供サービスの検討(継続、変更、縮小、中止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供可能なサービス、ケアの優先順位を検討し、業務の絞り込みや業務手順の変更 ・保健所の指示があればそれに従う 	<p>■労務管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務可能な職員のリストアップし、調整する ・早めの応援職員の要請も検討し、可能な限り長時間労働を予防 <p>■長時間労働対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連続した長時間労働を余儀なくされる場合、週1日は感染休みとする等、一定時間休めるようシフトを汲む <p>■コミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風評被害等の情報を把握し、職員の心のケアに努める <p>■相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体や保健所にある精神保健福祉センターなど、外部の専門機関にも相談できる体制を整える <p>石川県こころの健康センター 076-238-5750 平日 8:30～17:15</p>	<p>■関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表する場合は、入居者・家族・職員のプライバシーへの配慮が重要であることを踏まえて上で検討(※基本的には性別及び年齢層の公表)

■優先業務の考え方

職員数	出勤率30%	出勤率50%	出勤率70%	出勤率90%
優先業務の基準	生命を守るため必要最低限	食事、排せつ中心、その他は減少・休止	一部減少	ほぼ通常
食事の回数	減少(2回)	減少(2回)	朝・昼・夕	ほぼ通常
食事介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助	ほぼ通常
おやつ・水分	なし	なし	午後のみ	ほぼ通常
排せつ介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助	ほぼ通常
入浴介助	清拭	一部清拭	一部清拭	ほぼ通常
機能訓練・クラブ活動・レク等	休止	必要最低限	必要最低限	ほぼ通常
医療的ケア	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常
洗濯	使い捨て対応	必要最低限	必要最低限	ほぼ通常
シーツ交換	汚れた場合	順次、部分的に交換	順次、部分的に交換	ほぼ通常

■濃厚接触者の対応の考え方(サービス区分ごと)

区分	対応内容	業務
入所系サービス	<p>■入居者・利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者(※保健所が判断)については、14日間にわたり健康状態の観察を徹底 14日間行うことが基本となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従う <p>■担当職員の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者とその他の入居者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。 妊婦及び基礎疾患を有する者等(65歳以上の高齢者、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満(BMI30以上))は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、配慮を行う。 <p>■職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 自宅待機 ・保健所の指示に従う ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の指示に従い実施
通所系サービス	<p>■利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> 自宅待機 ・保健所の指示に従う <p>■居宅介護支援事業所との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 自宅待機中の生活に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所等と調整を行う <p>■職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 自宅待機 ・保健所の指示に従う ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の指示に従い実施 事業所で判断する場合は速やかに事業継続
訪問系サービス	<p>■利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業所等を通じて保健所とも相談し、生活に必要なサービスを確保、訪問介護等の必要性の再検討等を行う 居宅において、職員の手洗い・うがい、換気を行う環境が整備され、利用者及びその家族がその環境整備について理解・協力を頂く 担当となる職員への説明と理解を得たうえで、サービス内容の提供できる職員を選定する できる限り、当該利用者へ対応する職員の数を制限する <p>■職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 自宅待機 ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の指示に従い実施 事業所で判断する場合は速やかに事業継続

輪島市福祉会 代表理事 伊藤 孝一 事務局長 伊藤 孝一 副理事長 伊藤 孝一 監事 伊藤 孝一



社会福祉法人輪島市福祉会

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地
 メール atenoki@skyblue.ocn.ne.jp